

発電設備（非常用予備発電設備は含まない）がない事業場用

保 安 規 程

作成年月日 令和 年 月 日
 届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業種	官公署	フ リ ガ ナ	キヨウトシニシキヨウクソウゴウチョウシャニシチョウシャ		
		事 業 場 の 名 称	京都市西京区総合庁舎西庁舎		
		所 在 地	京都市西京区上桂森下町25-1 〒615-8522 TEL075-381-7157		
統括管理者		フリガナ マツイ コウジ 氏名 松井 孝治	役職名(所属名) 京都市長		
連絡責任者		フリガナ ヤマモト ケンジ 氏名 山本 健司	役職名(所属名) 西京区役所地域力推進室総務・防災課長		
受電設備	受電電圧	6.6kV			kV
	設備容量	420kVA			kVA
	最大電力	255kW			kW
	受電用遮断器	VCB 7.2kV 600 A 12.5 kA	kV	A	kA
配電線路	有	・	無		
発電設備	電圧				
	出力				
	原動機				
	常用予備				
備考					

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 京都市西京区総合庁舎西庁舎

(効力)

第2条 当事業場の電気工作物の設置者(以下「設置者」という。)、職員及び京都市が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規定等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては、外部委託先の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務(以下「保安管理業務」という。)のうち外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、京都市長(以下、「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡視点検を行う者(以下、「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 外部委託先から指導、助言又は外部委託先と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な

措置をとるものとする。

- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関する場合には、その作成及び手続きについて外部委託先と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対し、外部委託先の意見を聞いて、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育並びに訓練を行うものとする。

2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1)電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- (2)電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- (3)事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- (4)その他電気工作物の保安に関する必要な事項

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止等のうち、重要なものをいう。)の工事計画を立案するに当たっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

2 外部委託先は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ設置者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。

- 2 外部委託先は、工事期間中は別表の月次点検に定める外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
- 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について設置者から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の点検結果から技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には修理、改造等

の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

- 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定等)

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表第1に定める基準に従い実施するものとします。

- 2 外部委託先は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその従業員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の結果から法令に定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下、「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、外部委託先が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
- 6 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた外部委託先は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置については、外部委託先の指示又は助言を受けて、原因究明及び再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先の意見を聞いて定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、外部委託先及びその他の関係先に迅速に連絡を行い、その指示又は助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡事項、第1項の操作順序、操作方法等は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

- 第17条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先の意見を聞いて適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
 - 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存等)

- 第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び外部委託先双方において確認を行い、3年間保存するものとする。
- (1) 巡視、点検及び測定記録(日常、月次(隔月)、年次、臨時)
 - (2) 電気事故記録
 - (3) 補修工事記録
 - (4) 受電日誌
 - 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
 - 3 前1項の記録に係る書式は別表第2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 4 構内図、単線結線図の様式は別表第3によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 5 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を外部委託先に3年間保存させるものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

- 第19条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は電力需給に関する契約書のとおりとする。
- 2 発電所を設置する場合の需要設備と発電所の分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

- 第20条 需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第21条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料等は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第23条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

付 則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

巡視点検基準

電気工作物	巡視点検のポイント	日常巡視点検	
		操作者・運転者	連絡責任者
受変電設備、配電設備	支 持 物	電 柱 の 傾 斜 支 持 金 物 の 腐 食 支 線 の ゆ る み	○ ○ ○
	架 空 線	電 線 の た る み 建 物 、樹 木 と の 離 隔	○ ○
	架 空 ケ ー ブ ル	吊 架 線 の た る み 樹 木 と の 接 触	○ ○
	地 中 ケ ー ブ ル	埋 設 付 近 の 掘 削 、工 事 保 護 管 の 損 傷	○ ○
	受 電 室 、キ ュ ービ ク ル	扉 の 施 锯 内 部 か ら の 异 音 、異 臭 屋 根 、側 面 の 損 傷	○ ○ ○
	電 动 機	始 動 時 の 异 音 運 転 中 の 异 音 、異 臭	○ ○
	電 热 装 置	接 地 線 の 外 れ 可 燃 物 と の 離 隔	○ ○
	照 明 装 置	電 線 接 続 部 の 過 热 接 地 線 の 外 れ	○ ○
	配 線 、配 線 器 具	ス イ ツ チ の 損 傷 照 明 灯 の 不 点	○ ○
	その 他 電 気 機 器 類	照 明 器 具 の 損 傷 、脱 落 電 線 、ケ ー ブ ル の 損 傷 、脱 落	○ ○
		コ ン セ ン ト の 損 傷 、脱 落 分 电 盘 、开 闭 器 の 損 傷	○ ○
		コ ー ド の 損 傷 使 用 中 の 异 音 、異 臭	○ ○
電 气 使用 場 所 の 設 備		接 地 線 の 外 れ	○
	原 動 機	潤 滑 油 の 漏 れ 燃 料 、冷 却 水 の 量	○ ○
		运 转 中 の 异 音 、異 臭	○
	发 电 機	运 转 中 の 電 压 确 认	○
		运 转 中 の 异 音 、異 臭	○
		接 地 線 の 外 れ	○
	始 動 装 置	蓄 電 池 の 充 電 電 压	○
		蓄 電 池 の 電 解 液 量	○
		空 気 タンク の 压 力	○

(備考) 表中の“○”印は、実施するべき項目を示す。

点 檢 基 準

(低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件^(注)を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあっては、低圧絶縁監視装置を設置し条件^(注)を満たした事業所に適用する)

電 気 工 作 物	点 檢 ・ 測 定 ・ 試 験	点 檢 周 期	
		月次点検 (隔月)	年次点検
受変電設備 配電設備 (第二変電設備 以降を含む)	引込線、ケーブル 電線及び支持物	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
	遮断器、開閉器類	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
		保護継電器との連動試験	○
		絶縁油試験 内部点検	必要なとき 必要なとき
	母線、断路器、計器用変成器 避雷器、電力用コンデンサ	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
		外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
		絶縁油試験	必要なとき
		内部点検	○
	変圧器	外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
		絶縁油試験	○
		内部点検	○
		外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
電気使用場所 の 設 備	配電盤、制御回路	保護継電器の動作特性試験	○
		計器校正・シーケンス試験	必要なとき
		外観点検 充電装置機能点検	○ ○
		電池の比重・液温・電圧測定	○
	充電装置、蓄電池	外観点検 接地抵抗測定	○ ○
		漏えい電流測定	○ ○
		受電室、キューピタル	外観点検
		外観点検 絶縁抵抗測定	○ ○
	電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具、接地装置	接地抵抗測定 絶縁状態監視	○ ○ 遠隔常時監視装置による
		外観点検 始動試験	○ ○
		動作試験 絶縁抵抗測定	○ ○
		接地抵抗測定 電池の比重・液温・電圧測定	○ ○
非常用 予備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接 地 装 置	電気関係保護継電器の 動作特性試験	○

(備考1) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点 檢 基 準

(隔月1回点検の条件^(注)に該当しない事業場に適用する)

電 気 工 作 物		点 檢 ・ 測 定 ・ 試 験	点 檢 周 期	
			月次点検 (毎月)	年次点検
受変電設備 配電設備 (第二変電設備 以降を含む)	引込線、ケーブル 電線及び支持物 遮断器、開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器との連動試験		○
		絶縁油試験		必要なとき
	母線、断路器、計器用変成器 避雷器、電力用コンデンサ 変圧器 配電盤、制御回路	内部点検		必要なとき
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油試験		必要なとき
電気使用場所 の設備	充電装置、蓄電池 接 地 装 置 受電室、キューピクル	内部点検		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作特性試験		○
		計器校正・シーケンス試験		必要なとき
	電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具、接地装置	外観点検	○	○
		充電装置機能点検		○
		電池の比重・液温・電圧測定		○
		外観点検	○	○
		接 地 抵 抗 測 定		○
非常用 予備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他の電気機器類 接 地 装 置	漏えい電流測定	○	○
		外観点検	○	○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接 地 抵 抗 測 定		○
		絶縁状態監視		—
		外観点検	○	○
		始動試験	○	○
		動作試験		○
		絶縁抵抗測定		○

(備考1) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点検基準詳細

電気工作物	点検・測定・試験		
	点検項目	点検基準詳細	
引込線、ケーブル 電線及び支持物	外観点検	引込線	他物への接触・接近、メッセンジャーワイヤーの損傷・発錆・弛み・接地線の取付状態について目視等により確認する
		高圧ケーブル	ケーブルの亀裂・損傷、端末の亀裂・損傷・支持弛み、ハンガーはずれ、保護管の発錆・腐食・コーティング状況、埋設位置表示状態、ハンドホールの状況、接地線の取付状態について目視等により確認する
		電線支持物	構内柱の状態、支持物の亀裂、支線の損傷・発錆、支持碍子の亀裂・損傷について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比(第2ステップ電圧(10kV)での絶縁抵抗値／第1ステップ電圧(5kV)での絶縁抵抗値)を考慮して判定を行う、ケーブルは G 端子接地方式により、絶縁体部位は測定電圧 10kV、シース部位は測定電圧 250V 又は 500V で絶縁抵抗測定を行う	
変電設備 電設備 第二変電設備 (降を含む)	外観点検	遮断器	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する
		屋外開閉器	各部の亀裂・損傷・発錆、操作機構の状態、操作紐の劣化、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する
		開閉器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、付属ヒューズの損傷・取付状態、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、刃と刃受との接触状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う	
	保護継電器との連動試験	保護継電器の整定値における遮断器・開閉器との連動動作特性試験を行う	
	絶縁油試験	酸化度試験を行う(微量 PCB 混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)	
遮断器、開閉器類	内部点検	絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、相間絶縁板の状態、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する	
	外観点検	母線	導体の損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、支持碍子の亀裂・損傷、架台(フレーム)の発錆・変形、接地線の取付状態について目視等により確認する
		断路器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、固定状態、刃と刃受との接触状態について目視等により確認する
		計器用変成器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、接地線の取付状態、付属ヒューズの損傷・過熱について目視等により確認する
	避雷器	各部の変色・碍管の亀裂・損傷、接地線の取付状態について目視等により確認する	
母線、断路器 計器用変成器、避雷器 電力用コンデンサ	外観点検		

(別表第1の3)

変 压 器			コンデンサ・リアクトル	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する		
	絶縁抵抗測定		測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う			
	外観点検		各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、各指示計の指示・損傷、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する			
	絶縁抵抗測定		測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う			
	絶縁油試験		酸化度試験を行う(微量 PCB 混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)			
	内部点検		絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、タップ板の状況、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する			
配電盤、制御回路	外観点検	配電盤	各部の発錆・変形、計器の指示(電圧・負荷電流等)・破損・変形、配線の損傷・過熱・変色、切替スイッチの良否、端子の過熱・変色、低圧 VT(CT)の異常、低圧開閉器(配線用遮断機)の異常、表示灯、テスト端子の状態、接地線の取付状態について目視等により確認する			
		継電器	各部の損傷・発錆・異音、動作表示状態、接地線の取付状態について目視等により確認する			
	絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧 125V、250V、500V で絶縁抵抗測定を行う				
	保護継電器の動作特性試験	地絡継電器	整定値における最小動作電流試験・(連動)動作時間(130%)試験・慣性(400%)試験を行う、方向性付きは最小動作電圧試験・位相特性試験を加えて行う、SOG 機能付きはその動作状況を確認する			
		過電流継電器	整定値における最小動作電流試験(限時・瞬時)・(連動)動作時間(200%若しくは300%)試験(限時・瞬時)を行う			
		不足電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(70%)試験を行う			
		過電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(120%)試験を行う			
		漏電火災警報器	整定値における最小動作電流試験を行う			
充電装置、蓄電池	計器校正、シーケンス試験	電圧計、電流計等により計器の校正を行う、模擬信号等によりシーケンスが目的とおりに働くことを確認する。				
	外観点検	充電電圧、充電電流、液面、各部の損傷・発錆・変形・異音・異臭、各指示計の指示・損傷、切替装置の状態、表示灯(器)、触媒栓、接地線の取付状態、据付状態について目視等により確認する				
	充電装置機能点検	充電装置の出力電圧等により、支障なく充電できているか確認する				

(別表第1の3)

電気使用場所 設備	電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具 接 地 装 置	電池の比重・液温・電圧測定	パイロットセルで測定を行う
		外観点検	各設備の接地線の取付状態の確認を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に接地抵抗測定を行う
		漏えい電流測定	各変圧器のB種接地線毎に漏えい電流測定を行う
		外観点検	入口扉の状態・施錠、保護柵(フェンス)の状態、外函の発錆・変形・開閉状態、薄いの浸入・吹込・結露、基礎部の状態、小動物の侵入、標識、危険表示、照明の状態、窓の状態、接地線端子盤の状態、PCBの保管状況、消火器の設置状況について目視等により確認する
		外観点検	配線・開閉器・各機器の過熱・損傷・異音・異臭、接地線の取付状態について目視等により確認する
		絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧125V、250V、500Vで絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		絶縁状態監視	漏れ電流計・絶縁監視装置等による絶縁監視を行う
		外観点検	各部の損傷・汚損・発錆・変色・変形・漏油(水)・異音・異臭、各指示計の指示(電圧・負荷電流等)・損傷、ベルトの張り具合・損傷、エンジンオイルの量・汚れ、冷却水の量・汚れ、ラジエーターホースの損傷・劣化について目視等により確認する
常用 ・備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接 地 装 置	始動試験	手動操作により単独運転し、起動及び起動時間に支障がないことを確認する
		動作試験	商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに、発電電圧・発電電圧周波数(回転数)が正常であることを確認する
		絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧125V、250V、500Vで絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		電池の比重・液温・電圧測定	パイロットセルで測定を行う
		電気関係保護継電器の動作特性試験	「配電盤、制御回路」の「保護継電器の動作特性試験」に準じる

(備考) 外観点検は、電路の状態により可能な範囲で実施することとする。

ただし、年次点検等により電路を停電させて実施する場合、より詳細に外観点検を実施することとし、目視に加えて必要に応じ触手、必要な工具等により状態を確認すること。

日常巡視点検記録

事業場名

点 檢	対 象 設 備	点 檢 結 果			
		実 施 年 月 日			
受変電設備 配電設備	点 檢 者				
	支 持 物				
	架 空 線				
	架 空 ケ ー ブ ル				
	地 中 ケ ー ブ ル				
電気使用場所 の 設 備	受電室、キュービクル				
	電 動 機				
	電 热 装 置				
	照 明 装 置				
	配 線 、 配 線 器 具				
非常用予備 発電設備	そ の 他 電 気 機 器 類				
	原 動 機				
	発 电 機				
そ の 他	始 動 装 置				
	記 事				

電気事故記録

年 月 日

記録作成者

速報提出	年月日時	詳報提出	年月日	事業場名
提出方法		提出方法		備考
提出先		提出先		

件名						
事故発生の日時		天候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使用電圧				
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間				
復旧の日時		復旧に要する費用				
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別			
			年齢			
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	kW	発電電圧	V
			受電電力	kW	受電電圧	kV

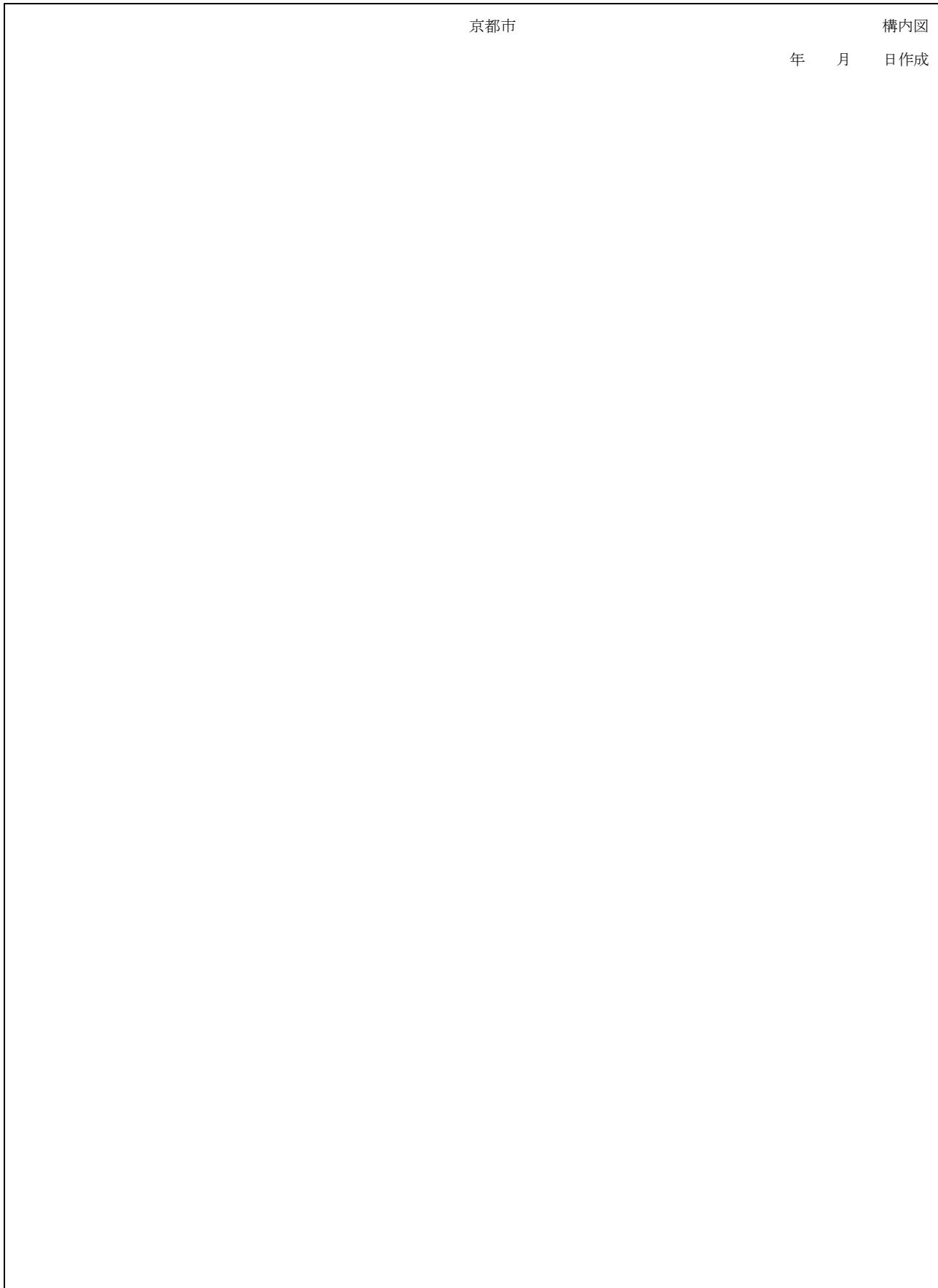
(注記)電気関係報告規則第3条に基づく電気事故報告が必要な事故について、本様式により記録する。

構 内 図

京都市

構内図

年 月 日作成



単線結線図

京都市

単線結線図

年 月 日作成

発電設備（非常用予備発電設備は含まない）がない事業場用

保 安 規 程

作成年月日 令和 年 月 日
届出年月日 令和 年 月 日

内 容

業種	官公庁	フ リ ガ ナ	キヨウトシニシキヨウクソウゴウチョウシャヒガシチョウシャ			
		事 業 場 の 名 称	京都市西京区総合庁舎東庁舎			
		所 在 地	京都市西京区上桂森下町25番地の1 〒615-8225 TEL075-381-7157			
統括管理者		フリガナ マツイ コウジ 氏名 松井 孝治	役職名(所属名) 京都市長			
連絡責任者		フリガナ ヤマモト ケンジ 氏名 山本 健司	役職名(所属名) 西京区役所地域力推進室総務・防災課長			
受電設備	受電電圧	6.6kV			kV	
	設備容量	700kVA			kVA	
	最大電力	500kW			kW	
	受電用遮断器	VCB 7.2kV 600A 12.5kA	kV	A	kA	
配電線路		有	•	無		
発電設備	電圧	220V			V	
	出力	225kVA			kVA	
	原動機	ディーゼル機関				
	常用予備	予備				
備考						

第1章 総 則

(目的)

第1条 次の事業場(以下「当事業場」という。)における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第42条第1項の規定に基づきこの規程を定める。

事業場の名称 京都市西京区総合庁舎東庁舎

(効力)

第2条 当事業場の電気工作物の設置者(以下「設置者」という。)、職員及び京都市が保安管理業務を委託した者(以下「外部委託先」という。)は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を定めるものとする。

(規定等の改正)

第4条 この規程の改正または前条に定める細則の制定若しくは改正に当たっては、外部委託先の意見を求めるものとする。

(保安管理業務の範囲)

第5条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督にかかる業務(以下「保安管理業務」という。)のうち外部委託先に委託する業務の範囲については、外部委託先との契約によって定めるものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安管理業務の管理)

第6条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務は、京都市長(以下、「総括管理者」という)が総括管理するものとする。

- 2 外部委託先との連絡並びに常時電気工作物の管理を担当し、保安のための巡視点検を行う者(以下、「連絡責任者」という。)及び連絡責任者が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合には、その業務の代行を行う者(以下「代務者」という。)をあらかじめ指名しておくものとする。
- 3 連絡責任者と外部委託先との連絡方法は、外部委託先と協議してあらかじめ定めておくものとする。
- 4 前各項に変更が生じた場合は、直ちに外部委託先へ連絡するものとする。

(設置者の義務)

第7条 電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は行おうとするときは、外部委託先の意見を求めるものとする。

- 2 外部委託先から指導、助言又は外部委託先と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な

措置をとるものとする。

- 3 法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関する場合には、その作成及び手続きについて外部委託先と協議の上、決定するものとする。
- 4 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、外部委託先を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、外部委託先がその保安のためにする指示に従わなければならない。

第3章 保安教育

(保安教育)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事するものに対し、外部委託先の意見を聞いて、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育並びに訓練を行うものとする。

2 前項の保安教育は、原則として、次の各号によるものとする。

- (1)電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能の修得に関する事項
- (2)電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する基本的心得え等保安思想の徹底に関する事項
- (3)事故時及び非常災害時の措置に関する事項
- (4)その他電気工作物の保安に関する必要な事項

(保安に関する訓練)

第10条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、外部委託先の意見を求めて事故その他非常災害が発生したときの措置について少なくとも年1回以上実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第11条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替、廃止など重要なものをいう。)の工事計画を立案するに当たっては、その保安に関し、外部委託先の意見を求めるものとする。

2 外部委託先は、電気工作物の安全な運用を確保するため、必要に応じ設置者に対して主要な電気工作物の設置又は変更の工事の計画を指示又は助言するものとする。

(工事の実施)

第12条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、外部委託先の監督の下、工事期間中の点検及び竣工検査を受けるものとする。

- 2 外部委託先は、工事期間中は別表の月次点検に定める、外観点検を行うとともに、工事が完成したときには竣工検査を行い、電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うものとする。
- 3 工事期間中の点検結果及び工事完了時の竣工検査結果について、設置者から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の点検結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には、修理、改造

等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

- 5 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にしておくものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検、測定等)

第13条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、別表第1に定める基準に従い実施するものとする。

- 2 外部委託先は、巡視、点検及び試験を行うほか、設置者及びその従業員に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、外部委託先としての観点からの点検も実施するものとする。
- 3 巡視、点検又は測定の結果について外部委託先から報告を受け、その記録を確認するものとする。
- 4 前項の結果から法令に定める技術基準に不適合又は不適合のおそれがあると報告された場合には当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。
- 5 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置(以下、「絶縁監視装置」という。)を設置している場合は、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミアンペア)以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下、「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、外部委託先が警報発生の原因を調査し、適切な措置を行うものとする。
- 6 巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第15条 事故その他異常が発生又は発生するおそれのある場合には、直ちに外部委託先に連絡をとるものとする。

- 2 連絡を受けた外部委託先は現状を確認の上、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行い、適切な応急措置をとるとともに、必要に応じて臨時点検を行うものとする。
- 3 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止にとるべき措置については、外部委託先の指示又は助言を受けて、原因究明及び再発防止に遺憾のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器等の操作順序、操作方法及び発電所を設置する場合には発電機の運転の操作順序、操作方法について、あらかじめ外部委託先の意見を聞いて定めておくものとする。

- 2 連絡責任者は、事故その他の異常が発生した場合には、外部委託先及びその他の関係先に迅速に連絡を行い、その指示又は助言を受けて、適切な応急措置をとるものとする。

- 3 事故その他の異常が発生した場合の報告若しくは連絡事項、第1項の操作順序、操作方法等は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 4 遮断器、断路器の開閉その他必要な事項については、電気事業者との間に締結している「受電に関する協定書」及び「自家用発電並列運転に関する協定書」によるものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

- 第17条 台風、洪水、地震、火災、その他の非常災害に備えて、電気工作物に関する保安を確保するために、外部委託先の意見を聞いて、適切な措置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 連絡責任者は、非常災害発生時において迅速に外部委託先に連絡し、その指示又は助言を受けるものとする。
 - 3 外部委託先あるいは連絡責任者は、非常災害等の発生に伴い危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録の保存等)

- 第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、設置者及び外部委託先双方において確認を行い、3年間保存するものとする。
- (1) 巡視、点検及び測定記録(日常、月次(隔月)、年次、臨時)
 - (2) 電気事故記録
 - (3) 補修工事記録
 - (4) 受電日誌
- 2 主要電気機器の補修記録は設備台帳により記録し、必要な期間保存するものとする。
 - 3 前1項の記録に係る書式は別表第2によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 4 構内図、単線結線図の様式は別表第3によるほか、外部委託先の書式でも可とする。
 - 5 絶縁監視装置を設置している場合は、警報発生時の受信記録を外部委託先に3年間保存させるものとする

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

- 第19条 電気事業者との保安上の責任及び財産分界点は、電力需給に関する契約書のとおりとする。
- 2 発電所を設置する場合の需要設備と発電所の分界点は別図に示すとおりとする。

(需要設備の構内)

- 第20条 需要設備及び発電所の構内は別図に示すとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の表示)

第21条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、人の注意を喚起する表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする測定器具類、工具、材料等は常に整備し、これを適正に保管するものとする。

(図面、書類の整備)

第23条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書等については整備し、必要な期間保存するものとする。

(手続き書類等の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要な文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

付 則

1. この規程は、令和5年9月1日から施行する。

巡視点検基準

電気工作物	巡視点検のポイント	日常巡視点検	
		操作者・運転者	連絡責任者
受変電設備、配電設備	支 持 物	電 柱 の 傾 斜 支 持 金 物 の 腐 食 支 線 の ゆ る み	○ ○ ○
	架 空 線	電 線 の た る み 建 物 、樹 木 と の 離 隔	○ ○
	架 空 ケ ー ブ ル	吊 架 線 の た る み 樹 木 と の 接 触	○ ○
	地 中 ケ ー ブ ル	埋 設 付 近 の 掘 削 、工 事 保 護 管 の 損 傷	○ ○
	受 電 室 、キ ュ ービ ク ル	扉 の 施 锯 内 部 か ら の 异 音 、異 臭 屋 根 、側 面 の 損 傷	○ ○ ○
	電 动 機	始 動 時 の 异 音 運 転 中 の 异 音 、異 臭	○ ○
	電 热 装 置	接 地 線 の 外 れ 可 燃 物 と の 離 隔	○ ○
	照 明 装 置	電 線 接 続 部 の 過 热 接 地 線 の 外 れ	○ ○
	配 線 、配 線 器 具	ス イ ツ チ の 損 傷 照 明 灯 の 不 点	○ ○
	その 他 電 気 機 器 類	照 明 器 具 の 損 傷 、脱 落 電 線 、ケ ー ブ ル の 損 傷 、脱 落	○ ○
		コ ン セ ン ト の 損 傷 、脱 落 分 電 盤 、開 闭 器 の 損 傷	○ ○
		コ ー ド の 損 傷 使 用 中 の 异 音 、異 臭	○ ○
電 气 使用 場 所 の 設 備		接 地 線 の 外 れ	○
	原 動 機	潤 滑 油 の 漏 れ 燃 料 、冷 却 水 の 量	○ ○
		運 転 中 の 异 音 、異 臭	○
	發 電 機	運 転 中 の 電 圧 確 認	○
		運 転 中 の 异 音 、異 臭	○
		接 地 線 の 外 れ	○
	始 動 装 置	蓄 電 池 の 充 電 電 圧	○
		蓄 電 池 の 電 解 液 量	○
		空 気 タンク の 壓 力	○

(備考) 表中の“○”印は、実施するべき項目を示す。

点 檢 基 準

(低圧受電の事業場、設備容量百キロボルトアンペア以下で条件^(注)を満たした事業場、設備容量百キロボルトアンペアを超えている事業場にあっては、低圧絶縁監視装置を設置し条件^(注)を満たした事業所に適用する)

電 気 工 作 物		点 檢 ・ 測 定 ・ 試 験		点 檢 周 期	
				月次点検 (隔月)	年次点検
受変電設備 配電設備 (第二変電設備 以降を含む)	引込線、ケーブル 電線及び支持物	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		保護継電器との連動試験			○
	遮断器、開閉器類 母線、断路器、計器用変成器 避雷器、電力用コンデンサ	絶縁油試験			必要なとき
		内部点検			必要なとき
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		絶縁油試験			必要なとき
	変圧器	内部点検			○
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		絶縁油試験			○
		保護継電器の動作特性試験			
	配電盤、制御回路 充電装置、蓄電池	計器校正・シーケンス試験			必要なとき
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		保護継電器の動作特性試験			○
		計器校正・シーケンス試験			必要なとき
	接 地 装 置	外観点検	○	○	
		充電装置機能点検			○
		電池の比重・液温・電圧測定			○
		外観点検	○	○	
		接 地 抵 抗 測 定			○
	受電室、キューピクル 電気使用場所の設備	漏えい電流測定	○	○	
		外観点検	○	○	
		外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定			○
		接 地 抵 抗 測 定			○
	非常用予備発電設備	絶縁状態監視			遠隔常時監視装置による
		外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		動作試験			○
		絶縁抵抗測定			○
	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接 地 装 置	接 地 抵 抗 測 定			○
		電池の比重・液温・電圧測定			○
		電気関係保護継電器の動作特性試験			○
		電気関係保護継電器の動作特性試験			
		電気関係保護継電器の動作特性試験			

(備考1) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点 檢 基 準

(隔月1回点検の条件^(注)に該当しない事業場に適用する)

電 気 工 作 物		点 檢 ・ 測 定 ・ 試 験	点 檢 周 期	
			月次点検 (毎月)	年次点検
受変電設備 配電設備 (第二変電設備 以降を含む)	引込線、ケーブル 電線及び支持物 遮断器、開閉器類	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器との連動試験		○
		絶縁油試験		必要なとき
	母線、断路器、計器用変成器 避雷器、電力用コンデンサ 変圧器 配電盤、制御回路	内部点検		必要なとき
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		絶縁油試験		必要なとき
	充電装置、蓄電池 接地装置 受電室、キューピクル	内部点検		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作特性試験		○
	計器校正・シーケンス試験 充電装置機能点検 電池の比重・液温・電圧測定 漏えい電流測定	計器校正・シーケンス試験		必要なとき
		充電装置機能点検		○
		電池の比重・液温・電圧測定		○
		漏えい電流測定	○	○
電気使用場所 の 設 備	受電室、キューピクル 電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具、接地装置	外観点検	○	○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		絶縁状態監視		—
非常用 予備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接地装置	外観点検	○	○
		始動試験	○	○
		動作試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		電池の比重・液温・電圧測定		○
		電気関係保護継電器の動作特性試験		○

(備考1) 表中の“○”印は、実施すべき項目を示す。

(備考2) 工事中は、各設備の外観点検を毎週1回実施する(工事期間中点検)。

(備考3) 「PCB含有電気工作物」については、経済産業省が定める「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するか確認し、該当する場合は、使用及び廃止(予定)の届出状況の確認を行う。

(注) 条件については、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示(平成15年経済産業省告示第249号)による。

点検基準詳細

電気工作物	点検・測定・試験		
	点検項目	点検基準詳細	
引込線、ケーブル 電線及び支持物	外観点検	引込線	他物への接触・接近、メッセンジャーワイヤーの損傷・発錆・弛み・接地線の取付状態について目視等により確認する
		高圧ケーブル	ケーブルの亀裂・損傷、端末の亀裂・損傷・支持弛み、ハンガーはずれ、保護管の発錆・腐食・コーティング状況、埋設位置表示状態、ハンドホールの状況、接地線の取付状態について目視等により確認する
		電線支持物	構内柱の状態、支持物の亀裂、支線の損傷・発錆、支持碍子の亀裂・損傷について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	測定電圧5kV及び10kVで絶縁抵抗測定を行い、弱点比(第2ステップ電圧(10kV)での絶縁抵抗値／第1ステップ電圧(5kV)での絶縁抵抗値)を考慮して判定を行う、ケーブルはG端子接地方式により、絶縁体部位は測定電圧10kV、シース部位は測定電圧250V又は500Vで絶縁抵抗測定を行う	
変電設備 電設備 第二変電設備 (降を含む)	外観点検	遮断器	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する
		屋外開閉器	各部の亀裂・損傷・発錆、操作機構の状態、操作紐の劣化、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態について目視等により確認する
		開閉器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、付属ヒューズの損傷・取付状態、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、刃と刃受との接触状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	測定電圧5kV及び10kVで絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う	
	保護継電器との連動試験	保護継電器の整定値における遮断器・開閉器との連動動作特性試験を行う	
	絶縁油試験	酸化度試験を行う(微量PCB混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)	
遮断器、開閉器類	内部点検	絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、相間絶縁板の状態、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する	
	外観点検	母線	導体の損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、支持碍子の亀裂・損傷、架台(フレーム)の発錆・変形、接地線の取付状態について目視等により確認する
		断路器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、開閉表示灯(器)、接地線の取付状態、固定状態、刃と刃受との接触状態について目視等により確認する
		計器用変成器	各部の亀裂・損傷・発錆・変形・過熱・異音・異臭、接地線の取付状態、付属ヒューズの損傷・過熱について目視等により確認する
	避雷器	各部の変色・碍管の亀裂・損傷、接地線の取付状態について目視等により確認する	
母線、断路器 計器用変成器、避雷器 電力用コンデンサ	外観点検		

(別表第1の3)

変 压 器		コンデンサ・リアクトル	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う	
	外観点検	各部の亀裂・損傷・発錆・過熱・異音・異臭・漏油、各指示計の指示・損傷、据付状態、接地線の取付状態について目視等により確認する	
	絶縁抵抗測定	測定電圧 5kV 及び 10kV で絶縁抵抗測定を行い、弱点比を考慮して判定を行う	
	絶縁油試験	酸化度試験を行う(微量 PCB 混入の可能性が否定できない場合は実施しないことができる)	
	内部点検	絶縁油の量・色、接触子の肌荒れ、タップ板の状況、接続部の弛み、点検口パッキンの劣化などを確認する	
配電盤、制御回路	外観点検	配電盤	各部の発錆・変形、計器の指示(電圧・負荷電流等)・破損・変形、配線の損傷・過熱・変色、切替スイッチの良否、端子の過熱・変色、低圧 VT(CT)の異常、低圧開閉器(配線用遮断機)の異常、表示灯、テスト端子の状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
		継電器	各部の損傷・発錆・異音、動作表示状態、接地線の取付状態について目視等により確認する
	絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧 125V、250V、500V で絶縁抵抗測定を行う	
	保護継電器の動作特性試験	地絡継電器	整定値における最小動作電流試験・(連動)動作時間(130%)試験・慣性(400%)試験を行う、方向性付きは最小動作電圧試験・位相特性試験を加えて行う、SOG 機能付きはその動作状況を確認する
		過電流継電器	整定値における最小動作電流試験(限時・瞬時)・(連動)動作時間(200%若しくは300%)試験(限時・瞬時)を行う
		不足電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(70%)試験を行う
		過電圧継電器	整定値における動作電圧試験・復帰電圧試験・動作時間(120%)試験を行う
		漏電火災警報器	整定値における最小動作電流試験を行う
充電装置、蓄電池	計器校正、シーケンス試験	電圧計、電流計等により計器の校正を行う、模擬信号等によりシーケンスが目的とおりに働くことを確認する。	
	外観点検	充電電圧、充電電流、液面、各部の損傷・発錆・変形・異音・異臭、各指示計の指示・損傷、切替装置の状態、表示灯(器)、触媒栓、接地線の取付状態、据付状態について目視等により確認する	
	充電装置機能点検	充電装置の出力電圧等により、支障なく充電できているか確認する	

(別表第1の3)

電気使用場所 設備	電動機、電熱装置 電気溶接機、照明設備 配線及び配線器具 その他電気機械器具 接 地 装 置	電池の比重・液温・電圧測定	パイロットセルで測定を行う
		外観点検	各設備の接地線の取付状態の確認を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に接地抵抗測定を行う
		漏えい電流測定	各変圧器のB種接地線毎に漏えい電流測定を行う
		外観点検	入口扉の状態・施錠、保護柵(フェンス)の状態、外函の発錆・変形・開閉状態、薄いの浸入・吹込・結露、基礎部の状態、小動物の侵入、標識、危険表示、照明の状態、窓の状態、接地線端子盤の状態、PCBの保管状況、消火器の設置状況について目視等により確認する
		外観点検	配線・開閉器・各機器の過熱・損傷・異音・異臭、接地線の取付状態について目視等により確認する
		絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧 125V、250V、500V で絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		絶縁状態監視	漏れ電流計・絶縁監視装置等による絶縁監視を行う
		外観点検	各部の損傷・汚損・発錆・変色・変形・漏油(水)・異音・異臭、各指示計の指示(電圧・負荷電流等)・損傷、ベルトの張り具合・損傷、エンジンオイルの量・汚れ、冷却水の量・汚れ、ラジエーターホースの損傷・劣化について目視等により確認する
常用 ・備発電設備	原動機、発電機、蓄電池 その他電気機器類 接 地 装 置	始動試験	手動操作により単独運転し、起動及び起動時間に支障がないことを確認する
		動作試験	商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに、発電電圧・発電電圧周波数(回転数)が正常であることを確認する
		絶縁抵抗測定	回路電圧に応じ、測定電圧 125V、250V、500V で絶縁抵抗測定を行う
		接地抵抗測定	接地工事の箇所毎に(やむえない場合は各機器を接続した状態で)接地抵抗測定を行う
		電池の比重・液温・電圧測定	パイロットセルで測定を行う
		電気関係保護継電器の動作特性試験	「配電盤、制御回路」の「保護継電器の動作特性試験」に準じる

(備考) 外観点検は、電路の状態により可能な範囲で実施することとする。

ただし、年次点検等により電路を停電させて実施する場合、より詳細に外観点検を実施することとし、目視に加えて必要に応じ触手、必要な工具等により状態を確認すること。

日常巡視点検記録

		事業場名			
点 檢	対 象 設 備	点 檢 結 果			
		実 施 年 月 日			
	点 檢 者				
受変電設備 配電設備	支 持 物				
	架 空 線				
	架 空 ケ ー ブ ル				
	地 中 ケ ー ブ ル				
	受電室、キュービクル				
電気使用場所 の 設 備	電 动 機				
	電 热 装 置				
	照 明 装 置				
	配線、配線器具				
	その他電気機器類				
非常用予備 発電設備	原 动 機				
	発 电 機				
	始 动 装 置				
そ の 他					
記 事					

電気事故記録

年 月 日

記録作成者

速報提出	年月日時	詳報提出	年月日	事業場名 備考
提出方法		提出方法		
提出先		提出先		

件名						
事故発生の日時		天候				
事故発生の場所						
事故発生の電気工作物		使用電圧				
事故の状況						
事故の原因						
保護装置の種類及び動作の適否						
被害電気工作物の概要						
他に及ぼした障害						
供給支障電力及び供給支障時間		発電支障電力及び発電支障時間				
復旧の日時		復旧に要する費用				
事故再発の防止対策						
被害者	所属	氏名	性別	年齢	作業経験年数	被の内容
自家用電気工作物の概要	業種		発電電力	kW	発電電圧	V
			受電電力	kW	受電電圧	kV

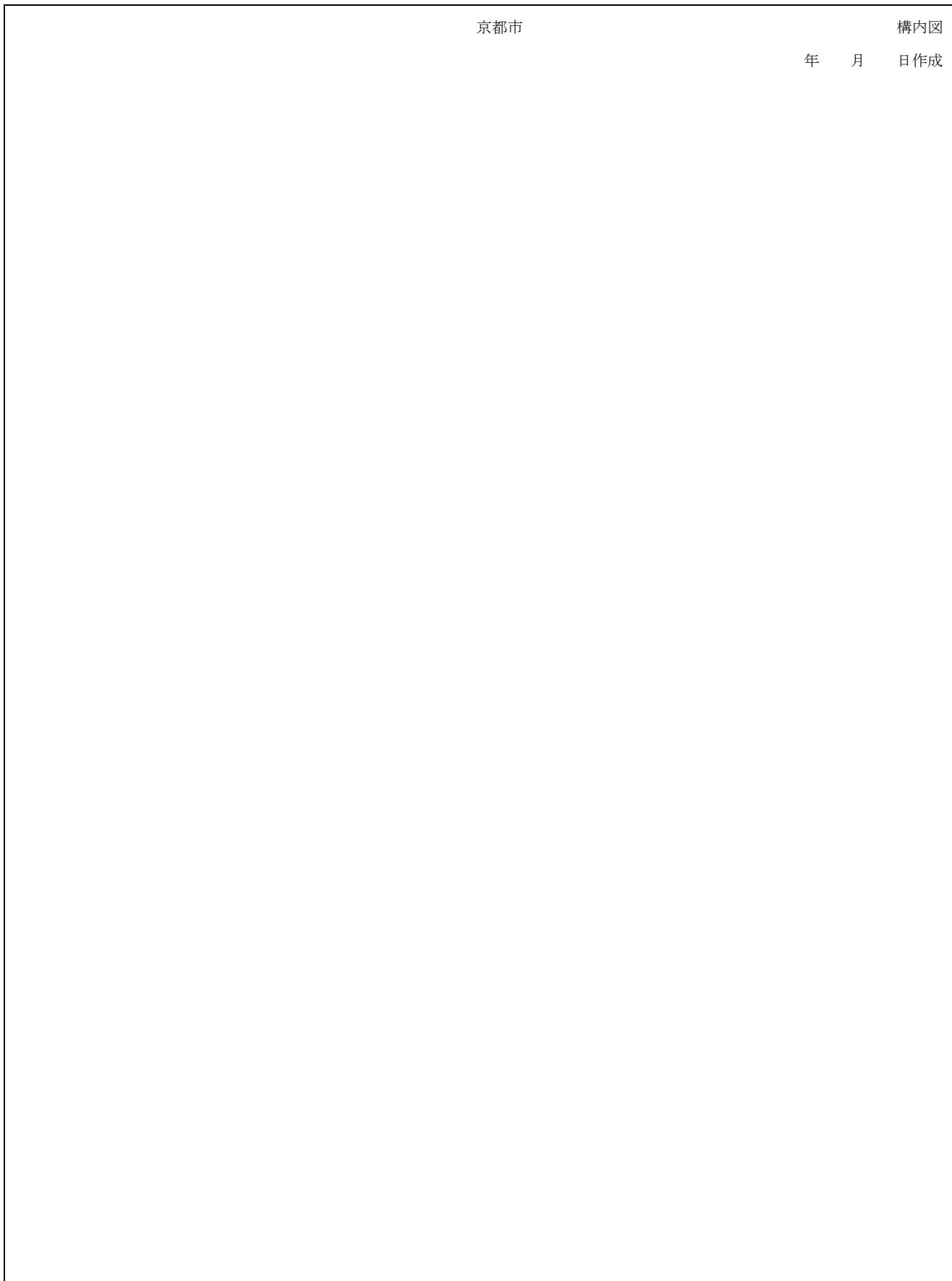
(注記)電気関係報告規則第3条に基づく電気事故報告が必要な事故について、本様式により記録する。

構 内 図

京都市

構内図

年 月 日作成



単線結線図

京都市

単線結線図

年 月 日作成